

所有権解除並びに残債調査照会依頼書・念書

対象自動車の車検証の内容を転記してください。

登録番号		登録年月日	年 月 日
車体番号		初度年月	年 月
車 名		型 式	
使用者の氏名又は名称			
使 用 者 の 住 所			

念書ならびに受領書（調査依頼者）

貴社の所有名義になっている上記車両の所有権の移転を使用者に代わり依頼するに
当り、この車両について車両代、修理代及びその他の未払い債務のあるときは、当社
が使用者に代わり直ちにお支払いします。

当車両の必要書類を受領後は関係法令の規定に従って、すみやかな登録手続きを
実施します。なお、この所有権の移転により問題が生じたときは、当社が一切の責任
を負い、問題を解決することを約束いたします。

年 月 日

住所

御社

受取人氏名・名称

印

TEL

債権額調査同意書（個人情報守秘遵守の為）・承諾書

私は当車両の使用名義人（購入者）ですが、今般上記調査依頼者が当車両の債権額
の有無を貴社に確認することに同意します。

また、当車両の上記必要書類を貴社が発行できる状態にあれば、それらを私の代わりに
上記受取人に引き渡しても意義ありません。

※使用名義人（購入者）ご本人様の直筆をお願いします。

同意・承諾年月日 年 月 日

現住所

使用者様

氏名

印

TEL

【所有権解除必要書類】 * 事前にFAXにて申請のうえ、2営業日後に電話にて確認してください

- ①所有権解除並びに残債調査照会依頼書・念書（**原本**） * 県内ディーラーは本社念書も必須
 - ②車検証コピー（電子車検証の場合、「記録事項」写しも必要）
 - ③印鑑証明書コピー又は運転免許証コピー……
 - ④完済証明（コピー可）必要な場合あり
 - ⑤返信用封筒（レターパック）
- a. 車検証住所と一致しない場合
個人⇒住民票（附票・除票）
法人⇒登記簿謄本等
- b. 使用者名が合併・統合や結婚で代わっている場合
個人⇒戸籍謄本（抄本）
法人⇒登記簿謄本等

注意：書類送付、返信用封筒は郵便法第二条2項＜運送業者による信書（委任状、譲渡証明書、
印鑑証明書、等）送達の禁止＞に基づき、郵送対応とさせて頂いておりますので、ご注意下さい。

※個人情報保護法等の趣旨をご理解いただき、ご協力を宜しくお願い致します。

記載された個人情報は厳正に管理し、本目的以外には使用致しません。

R06.06月改

所有権解除並びに残債調査照会依頼書・念書

対象自動車の車検証の内容を転記してください。

車検証記載の車両情報をご記入ください。

登録番号	広島 300 ま 1234	登録年月日	令和6年 1月 1日
車体番号	ABCD10-1234567	初度年月	令和6年 1月
車 名		型 式	
トヨタ		1AA-ABCD10	
使用者の氏名又は名称	豊田 太郎		
使用 者 の 住 所	広島県広島市西区観音町10-50		

念書ならびに受領書（調査依頼者）

貴社の所有名義になっている上記車両の所有権の移転を使用者に代わり依頼するに当たり、この車両について車両代、修理代及びその他の未払い債務のあるときは、当社が使用者に代わり直ちにお支払いします。

当車両の必要書類を受領後は関係法令の規定に従って、すみやかな登録手続きを実施します。なお、この所有権の移転により問題が生じたときは、当社が一切の責任を負い、問題を解決することを約束いたします。

○年 ○月 ○日

住所
広島県廿日市市桜尾90-10

受取人氏名・名称
トヨペットモータース株式会社

TEL
082-123-456

調査依頼者様記入

入

御社

印

債権額調査同意書（個人情報守秘遵守の為）・承諾書

私は当車両の使用名義人（購入者）ですが、今般上記調査依頼者が当車両の債権額の有無を貴社に確認することに同意します。

また、当車両の上記必要書類を貴社が発行できる状態にあれば、それらを私の代わりに上記受取人に引き渡しても意義ありません。

※使用名義人（購入者）ご本人様の直筆でお願いします。

同意・承諾年月日 △年 △月 △日

現住所
広島県広島市西区観音町10-50

氏名
豊田 太郎

TEL
082-987-654

使用者（依頼者）様記入

※印鑑必要

使用者様

印

【所有権解除必要書類】 * 事前にFAXにて申請のうえ、2営業日後に電話にて残債確認してください

- ①所有権解除並びに残債調査照会依頼書・念書（原本） * 県内ディーラーは本社念書も必須

②車検証コピー（電子車検証の場合、「記録事項」写しも必要）

③印鑑証明書コピー又は運転免許証コピー……

④完済証明（コピー可）必要な場合あり

⑤返信用封筒（簡易書留用）
（定形：434円 定形外：480円）
* 2024.3現在
- a. 車検証住所と一致しない場合
個人⇒住民票（附票・除票）
法人⇒登記簿謄本等

b. 使用者名が合併・統合や結婚で代わっている場合
個人⇒戸籍謄本（抄本）
法人⇒登記簿謄本等

注意：書類送付、返信用封筒は郵便法第二条2項<運送営業者による信書（委任状、譲渡証明書、印鑑証明書、等）送達の禁止>に基づき、郵送対応とさせていただきますので、ご注意ください。

※個人情報保護法等の趣旨をご理解いただき、ご協力を宜しくお願い致します。

記載された個人情報は厳正に管理し、本目的以外には使用致しません。